

学位論文題名

現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス

- 司法解釈と指導性案例を中心に -

学位論文内容の要旨

従来、中国ではトップダウン式の法形成が重視されてきた。ただし、それは単に立法権をもつ全国人民代表大会とその常務委員会による立法活動を指すのではなく、国務院を代表とする行政機関も、最高人民法院を代表とする司法機関も会期の短い人大に代わって、積極的にルール形成を行ってきた。特に司法による法形成は特徴的である。というのは、裁判官が制定法に対して解釈を行うことは許されないと解されており、如何なる裁判例も先例としての拘束力がないと考えられてきた。判例による法形成がない以上、司法における法形成活動はもっぱら「司法解釈」を代表とする通達文書によって行われてきた。その多くは「解釈」とどまらず、法解釈の名を借りた事実上の立法となり、法の不足を補うと同時に、法適用の統一をも図っている。

そして、日本の最高裁判例のように、事実上の法源として機能し、時々法解釈を通じて新しいルールを形成する裁判例はないものの、中国の最高法院も 20 世紀の 80 年代半ばから裁判例(案例)を選択的に公表し、いわゆる「指導性案例」を通じて下級法院の裁判活動を指導するようになった。同時に、学界では現場の裁判官の具体的な裁判活動を通じての法形成の可能性が注目されて、判例制度の導入に関する議論が次第に活発になり、2005 年に最高法院が指導性案例の機能強化を図るために、「案例指導制度」を打ち出したことを機に、現実味も帯びてきた。

本稿は、①(司法解釈性文書などの通達を含む)司法解釈と指導性案例がそれぞれ規範形成の面で如何なる役割を果たしてきたかを明らかにすること、②案例指導制度の導入で司法による法形成のあり方に変化が生じているのか(あるいは生じていないのか)を明らかにし、その背後にある原因を解明することを課題とし、現実に起きている訴訟で形成されたルールが、同様な裁判例の蓄積によって裁判規範として定着する現象が現れつつも、法院が依然として司法解釈などの通達による上意下達の体制を頑なに維持している様子を浮き彫りにする。

第 1 章は論述の便を図るため、混同しやすい基本概念と用語の整理を行った。まず、司法解釈以外の立法解釈と行政解釈を紹介し、法律・法規に対応する解釈体制における司法解釈の位置づけを明らかにした。そして、司法解釈と法院によるその他の通達文書の定義上の違いを示し、それぞれの範囲を画定した。さらに、中国法の文脈における案

例や指導性案例、判例、判例制度などの用語の意味を明らかにした。最後に、司法による法形成の担い手、すなわち司法解釈と指導性案例の形成に係わる法院の各部門と裁判官の活動の概要を説明した。

第2章は司法解釈と指導性案例のそれぞれの発展史に関する説明である。前者は中華人民共和国の建国以来、案件処理の根拠として使われてきた。当初は機密文書として扱われてきたが、1980年代以降、次第に公開されるようになり、90年代半ば以降は裁判文書で引用できるようになった。しかも、その規範化を図るために、1997年と2007年に2度に渡って、効力や制定・公布の手続などを規定した司法文書が下達され、内容と形式の両面から立法に近づいたのである。

後者が誕生したのは1985年に最高人民法院公報という機関誌が創刊され、案例が掲載されるようになったからである。それ以前にも、案例は司法実務を知るための材料として、法院内部の調査研究の対象となっていたが、それが公開されるようになって以降、最高法院の選定を受けて公布された案例は指導性案例となった。ただし、その位置づけや効力、選出の基準・手続はずっと曖昧のままであった。それを改善するために、最高法院は2005年に案例指導制度の確立という改革の目標を打ち出した。現在、指導性案例にかかる改革は進行している。

第3章は司法解釈を中心とする通達文書によるトップダウン式の法形成の現状と問題点を説明した。司法解釈の法的根拠、制定手続を検討し、実例を通じてそれが法の不足を補って、法解釈・法適用の統一を図っていることを示した。同時に、多くの場合にそれは事実上の立法であること、実際の形式に係わらず、それは上級法院が下級法院を監督・指揮するための通達であり、行政的な性格を持っていることを明らかにした。

司法解釈以外の通達文書（司法解釈性文書）に関する規定がないため、司法解釈と比べて、規範化が進んでいないのは現状である。最高法院を含む各級法院はそこに付け込んで、法の具体化と法の不足の補完に限定せず、党・国家の政策の具現化や、司法解釈に対する再解釈としても、司法解釈性文書を利用している。司法解釈性文書を通じてのルール形成は、司法解釈よりもダイナミックである。また、実例が示した通り、司法解釈と比べたら、その上意下達の道具としての性格も強いと言える。

第4章は指導性案例が実際に果たしている役割を示し、制度と意識の両面から、案例による法形成がなお確立されていない理由を明らかにした。実例から見ると、創意を持って裁判に取り組み、判決の中で法解釈を行って新しいルールを導き出す裁判官もいれば、指導性案例に従って判決を下す裁判官もいる。裁判例の蓄積によって、指導性案例の中のルールが定着し、後に立法によって追認される例もある。そういう意味では、判例による法形成の萌芽とも呼べる現象が現れたと言える。

しかし、最高法院が指導性案例に期待している役割はあくまで司法の統一を実現させることである。そこで、指導性案例は司法解釈、司法解釈性文書、個別の問い合わせに対する回答という重層的な説明・指示システムに組み込まれて、トップダウン式の法形成の一環として位置づけられた。従来の行政的な通達としての性格を帯びた指導性案例は、裁判官に法形成に参加させるインセンティブを与えることができない。行政的な性

格を持つ裁判統制システムに置かれている裁判官にとって、先例に従う必要があっても、上訴で覆されて不利益を被るリスクを背負って創造的に判決を書く必要はないわけである。また、機械的に法を適用する傾向、個々の事案の処理に一々社会の承認と人民の支持を調達しなければならないとする裁判官の意識も作用した結果、判例と呼べる実例が現れたとしても、判例による法形成はなお例外的な事象にすぎない。

第5章は案例指導制度の導入をめぐる議論と実践の試みを検討した。最高法院を含む各地法院の実践はあくまで裁判官に細かいガイドラインを示し、その裁量権を小さく制限することを目的に、案例集の編纂を中心に展開している。裁判要旨を示すなど編纂技術における進歩や、公開される裁判例の数が増えたことなど評価できる面もあるが、案例指導制度も従来の上意下達による上意下達の体制に組み込まれる以上、それはボトムアップ式の法形成への契機にはならない。この点に関して、学者の議論における期待との間に、大きなギャップがある。

課題①に関して、司法解釈も指導性案例も通達による上意下達の一環として機能している。ただし、司法解釈と比べたら、指導性案例が実際に果たしている役割は小さい。課題②に関して、案例指導制度の位置づけとその実践状況を見る限り、司法による法形成はなおトップダウンモデルを維持している。通達による指揮・監督体制の維持は、法院の行政的な性格を物語っている。名ばかりの改革では、ボトムアップ式の法形成を生む土壌を形成できないのである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 賢
副 査 教 授 尾 崎 一 郎
副 査 准教授 會 澤 恒

学 位 論 文 題 名

現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス

－ 司法解釈と指導性案例を中心に－

中国では個々の裁判において担当裁判官は制定法について解釈を行う権限はないと解されており、判決例には先例としての効力はないとされている。本稿はそうした中国の訴訟が実際にいかなる形で法形成（ここでの法とは裁判規範を指す）にかかわっているかを最高法院の通達として下級法院に下される司法解釈と近年、中央や地方で試行的に導入されている「指導性案例」という二つのルートに焦点を当てて、比較法的な視点からその特徴、構造を明らかにしようとするものである。とくに制定法が整備されつつある最近に至り、司法を通じた法形成に変容が生じていないかどうか、またその背後にある制度的、観念的要因に迫ろうとする。

第1章では関係する概念、用語の整理を行う。具体的には、司法解釈、立法解釈、行政解釈などの主体による法解釈の区分、広義の司法解釈のうち狭義の司法解釈、司法解釈性文書、案例、判例法、判例制度、先例制度、指導性案例といった一連の用語である。また、司法解釈を行う主体について解説する。

第2章では、建国から最近まで司法による法形成のメインストリームであった司法解釈および近時、注目を集めるようになった案例の歴史を辿る。つづく第3章では、司法解釈による法形成の仕組みをその根拠規定に即して整理し、現実に司法解釈がいかなる役割を果たしているかを概括し、その問題点を指摘する。筆者によると司法解釈には、①制定法の明確化、具体化、②新規の法創出、③法適用の統一、裁判官の自由裁量の制限、④将来の制定法への示唆提供といった役割を果たしているという。実際には司法解釈が立法的な機能を果たしているとの疑義を紹介し、それはとくに刑事法分野の場合に正当性をもつかどうか疑問があるとする。

さらに、第4章では、案例とよばれる具体的な訴訟での裁判例がもつ先例としての意義についていかなる議論が展開されているか、実際どのような効力をもっていかを扱う。とくにデジタルデータベースによる著作権侵害事件、労働法が適用される雇用関係の認定問

題、労災保険における機動車の解釈、胎児の不法行為請求権問題、偽物商品販売にかかる代金の十倍相当の違約金約束問題という5つのケースで事例がその後の実務に与えた影響を分析する。他方で同様の事件にもかかわらず異なる判断が下されている（これを「同案不同判」という）3つの事例をとりあげ、事例にはなお拘束力が備わっていないことを明らかにする。最後にこのように裁判例に先例としての拘束力が認められない原因を制度と裁判官の意識の両面から説明する。

第5章では、最近、各地で試行されるようになった指導性事例の試みについて紹介し、それが結局、新たな上からの裁判統制として行われており、けっして現場の裁判官の独立した解釈を促すようなボトムアップ式の法形成にはなっていないことを明らかにする。

終章では、指導性事例という新たな試みにもかかわらず、中国における司法による法形成は依然としてトップダウン式に行われており、最高人民法院は司法解釈、司法解釈性文書、指導性事例、個別の問い合わせに対する回答という形で裁判官による裁量を制限し、法適用の統一を図ろうとしていると結論づける。

本論文は全体として、中国における司法による法形成のあり方に関する研究として資料の渉獵、分析の視角および精度において高いレベルに達していると評価することができる。結論として指摘される中国法の変わらぬ体質（トップダウン式の統制モデル）についても充分説得的であり、論文として一定の成功を収めていると言える。他に本稿の優れた点としては以下のような点を指摘できる。（1）日本法やアメリカ法との対比を意識した比較法的な分析視角をもちながら、中国に内在的にアプローチすることも意識されたバランスのとれた作品であること。（2）単に外国の制度の直輸入を主張するのではない、射程の広い分析となっていること。（3）学界での議論と実務で生じている具体的な事実を組み合わせ、ストーリーを構築しようとしている点。（4）学者や実務家の主張を鵜呑みにせず、突き放して批判的に検討する姿勢を保っている点。（5）平明で明晰な文章で淡々と叙述がなされ、ほとんど外国人が書いた日本語であることを意識させないレベルに達していること。

他方で、本稿には次のような欠点も見られる。（1）筆者は法に関して過度にスタティックで均質的なイメージを抱いていると感じられ、より柔軟、ダイナミックなものとして捉えることで違った像が描ける可能性もあること。（2）おもに裁判官の視点からの法形成が論じられ、訴訟を利用する当事者、とりわけ弁護士の立場からの分析が欠落しているため、やや一面的な論述となっている点。（3）本稿における分析のキー概念となっているトップダウン式、ボトムアップ式法形成の意味するところが必ずしも明確でなく、この点で分析の切れ味を減じている点。

以上のような欠点にもかかわらず、審査員は一致して、本稿がなお博士論文として要求されるレベルを超えることを阻むものではないとの結論に達し、学位授与に値すると判断した。